

平成28年12月6日

一般社団法人 投資信託協会
会 長 白川 真 殿

クローバー・アセットマネジメント株式会社
代表取締役 多根 幹雄

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成28年11月末日現在）

資本金	286,500千円
発行可能株式総数	600,000株
(内訳)	
甲種類株式	500,000株
乙種類株式	320,000株
発行済株式総数	380,060株
(内訳)	
甲種類株式	224,918株
乙種類株式	155,142株

(注) 乙種類株式 議決権を有しません。

※最近5年間の資本金の変動

平成24年 7月 4日	増資	15,000千円	(資本金 250,000千円)
平成25年 2月 8日	増資	30,000千円	(資本金 280,000千円)
平成28年 3月28日	増資	6,500千円	(資本金 286,500千円)

b. 会社の機構

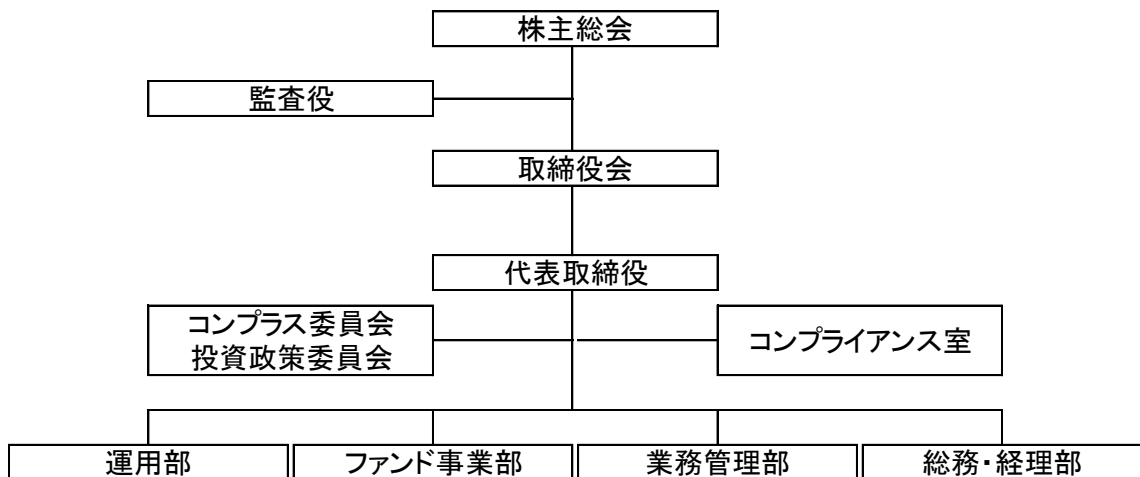
①経営体制

取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任又は在任取締役の任期満了時までとします。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。取締役会は、取締役の中から代表取締役を1名以上選定します。また、法令又は定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

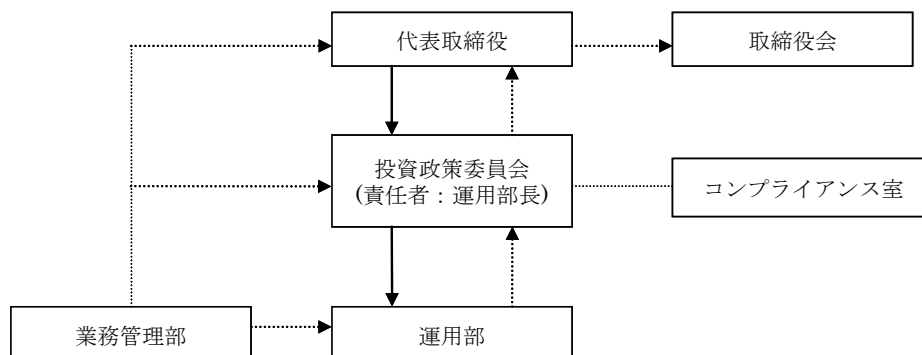
②会社の組織図

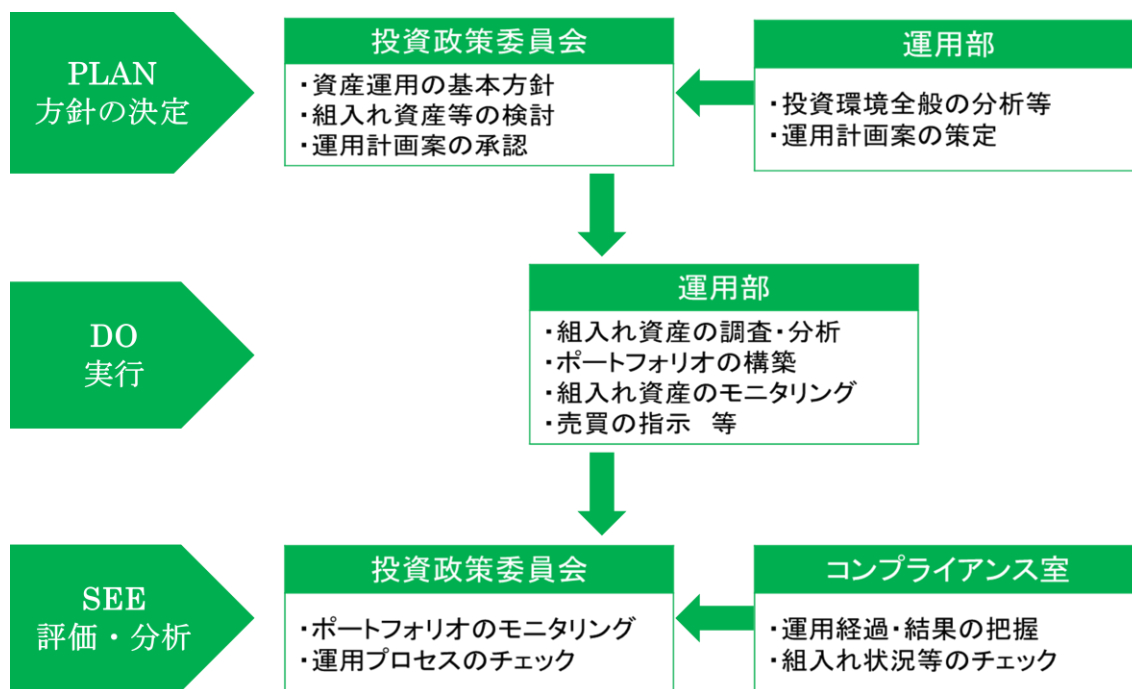


③投資運用の意思決定機構

——▶ 運用執行ライン

.....▶ 運用情報提供ライン





(運用体制)

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

*運用体制は平成28年11末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

*当社では、信託財産の適正な運用及び受益者との利益相反となる取引の防止を目的として、「内部者取引の管理等に関する規則」、「コンプライアンス・マニュアル」等の社内諸規則を設けております。また、「運用規程」、「ファンドマネージャー規程」を設け、ファンドの運用に関する基本的な事項を定めております。

<運用部>

- ① 投資環境全般の分析・検討、資産配分の検討
- ② 運用計画案の策定



<投資政策委員会>

- ① 毎月1回会議を開催
- ② 運用部長を議長とし、代表取締役、運用担当者、業務管理部長、コンプライアンス室長で構成
- ③ 資産運用の基本方針、組入資産等の検討及び運用部からの運用計画案を承認
- ④ 投資政策委員会議事録を作成



<運用部>

- ① 投資政策委員会の決定した運用計画の実行（ポートフォリオの構築、売買の指示）、組入資産の調査・分析及びモニタリング等



<投資政策委員会>

- ① 運用成果、運用プロセス等のチェック及び分析管理
- ② ポートフォリオのモニタリング及び評価

<コンプライアンス室>

- ① 運用経過及び結果の把握
- ② 運用の基本方針等の遵守状況のチェック

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）及びその受益権の募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

委託会社が運用の指図及び受益権を直接募集する証券投資信託は平成28年11月末日現在、以下の通りです。

	種類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	4本	7,100,131,428 円

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるクローバー・アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度に係る中間会計期間（自平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）の中間財務諸表について、イデア監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 10 期事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 11 期事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	93,047	15,948
直販顧客分別金信託	20,000	21,500
前払費用	2,684	3,677
未収委託者報酬	5,520	6,089
その他	252	817
流動資産合計	121,504	48,032
固定資産		
有形固定資産 ※1		
建物	254	220
器具備品	490	1,867
有形固定資産合計	744	2,088
無形固定資産 ※2		
ソフトウェア	4,688	3,557
無形固定資産合計	4,688	3,557
投資その他の資産		
投資有価証券	29,318	10,528
長期前払費用	284	1,770
敷金	3,290	3,290
投資その他の資産合計	32,893	15,589
固定資産合計	38,327	21,235
資産合計	159,831	69,268
負債の部		
流動負債		
預り金 ※3	82,066	609
未払金	10,150	1,678
未払費用	1,414	34
未払法人税等	803	1,056
未払消費税等	183	929
賞与引当金	200	200
役員賞与引当金	-	540
流動負債合計	94,817	5,049

固定負債		
繰延税金負債	2,311	751
固定負債合計	2,311	751
負債合計	97,129	5,800
純資産の部		
株主資本		
資本金	280,000	286,500
資本剰余金		
資本準備金	189,860	196,360
資本剰余金合計	189,860	196,360
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△402,503	△411,606
利益剰余金合計	△402,503	△411,606
自己株式	△9,490	△9,490
株主資本合計	57,867	61,764
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,835	1,703
評価・換算差額等合計	4,835	1,703
純資産合計	62,702	63,467
負債・純資産合計	159,831	69,268

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 10 期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第 11 期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	49,211	59,768
営業収益合計	49,211	59,768
営業費用		
支払手数料	1,206	5,043
広告宣伝費	827	540
委託計算費	13,466	12,997
営業雑経費	5,583	8,835
通信費	725	4,039
印刷費	2,597	2,436
協会費	1,103	1,045
その他	1,157	1,314
営業費用合計	21,082	27,417
一般管理費		
給料	22,787	25,065
役員報酬	9,305	9,720
給料手当	9,366	9,360
賞与	1,087	647
役員賞与	-	1,464
法定福利費	2,828	3,134
賞与引当金繰入額	200	200
役員賞与引当金繰入額	-	540
退職金	665	-
交際費	62	26
旅費交通費	1,413	1,417
租税公課	5,737	1,505
不動産賃借料	5,458	5,647
減価償却費	1,736	1,637
外注費	2,862	2,944
諸経費	10,005	8,225
一般管理費合計	50,729	46,470
営業損失	22,600	14,119

営業外収益		
受取利息	21	17
雑収入	92	50
営業外収益合計	114	68
営業外費用		
長期前払費用償却	63	69
雑損失	6	7
営業外費用合計	69	77
経常損失	22,556	14,128
特別利益		
投資有価証券売却益	1,384	5,315
特別利益合計	1,384	5,315
特別損失		
固定資産除却損	0	-
本社移転費用	2,600	-
特別損失合計	2,600	-
税引前当期純損失	23,772	8,812
法人税、住民税及び事業税	200	290
当期純損失	23,973	9,102

(3) 株主資本等変動計算書

第10期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	280,000	189,860	△ 378,530		△ 9,490	81,840
当期変動額						
当期純損失	-	-	△ 23,973		-	△ 23,973
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-		-	-
当期変動額合計	-	-	△ 23,973		-	△ 23,973
当期末残高	280,000	189,860	△ 402,503		△ 9,490	57,867

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	912	82,753
当期変動額		
当期純損失	-	△ 23,973
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3,922	3,922
当期変動額合計	3,922	△ 20,051
当期末残高	4,835	62,702

第11期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	280,000	189,860	△ 402,503		△ 9,490	57,867
当期変動額						
新株の発行	6,500	6,500	-		-	13,000
当期順損失	-	-	△ 9,102		-	△ 9,102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-		-	-
当期変動額合計	6,500	6,500	△ 9,102		-	3,898
当期末残高	286,500	196,360	△ 411,606		△ 9,490	61,764

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	4,835	62,702
当期変動額		
新株の発行	-	13,000
当期純損失	-	△ 9,102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 3,132	△ 3,132
当期変動額合計	△ 3,132	766
当期末残高	1,703	63,467

（継続企業の前提に関する事項）

当期に実施しました13,000千円の資金調達により、投資運用業の登録要件である一定の純資産額（50,000千円）の維持及び事業資金が当面確保されることになりました。しかしながら、第11期事業年度においては改善が見られたものの、未だ14,119千円の営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は、当該状況を解消すべく次のような施策を継続して実施して参ります。

(1) お客様とその未来から見た課題と対策

① 運用クオリティの向上

- ・スイス・ジュネーブ市にあるグループ企業の協力も得ながら、各分野の専門家との国際的ネットワークを再構築いたします。
- ・客観的な意思決定のための判断基準の精度アップを行ってまいります。
- ・新規に有望なファンドマネージャーの開拓を行ってまいります。

② コミュニケーションの質的、量的向上

- ・弊社社長の多根幹雄の書籍を活用しながら、当社の認知向上をはかるとともに、当社単独セミナーを開催し、当社の特色の認知をはかってまいります。
- ・理念を共有できる他社でのセミナー開催などにより、直販以外のチャネルの開発も行ってまいります。
- ・個別の依頼にも応じるため「出前プチセミナー」を新たに設定。主催者側の要請に応じたセミナーの開催を行ってまいります。
- ・初心者向けにFPの助けも借りながら「はじめる」のセミナーを強化。カリキュラムの作成と、専門知識を持ったサポーターチームの養成を行ってまいります。
- ・弊社サイトにおいてリニューアルを行い、特に運用実績をよりわかりやすく明示いたします。
- ・フリーコール（お客様専用通話料無料ダイヤル）の活用により、お客様が注文や投資相談をより行いやすい状況にまいります。

(2) 社員とその未来から見た課題と対策

① 教育、能力引き出し機会の提供

- ・社員の当社セミナーにおける発表機会を増やしてまいります。
- ・個々の能力に応じた、課題提供による、能力の引き出しに努めてまいります。

② クオリティライフの向上

- ・昼食会を継続し、コミュニケーションをはかってまいります。
- ・残業を極力少なくすることで、立地を活かした情報収集の機会をつくってまいります。
- ・野外活動を通じて、健康促進とコミュニケーションの機会を計ります。

(3) 企業とその未来から見た課題と対策

当社は創業以来連続して営業損失を計上しておりますが、当事業年度におきましても大幅な改善がみられたものの、いまだ若干の営業損失を計上しております。さらに、そもそもの存在目的として、「安心して長期投資をしていただく機会の提供」を掲げる意味でも、企業としての経営基盤の安定は絶対条件ともいえます。

① 預かり運用資産 101 億円の早期達成

- ・前期末の預かり資産約 62 億円から、平成 28 年 3 月末は約 67 億円とさらなる改善が見られました。今後も、運用資産 101 億円の早期達成を実現すべく、運用技術の向上と、顧客への理解を深めてまいります。

② 顧客数 5001 名の早期達成

- ・今期は、お客様からのご依頼による口座閉鎖件数 46 件、休眠口座の閉鎖は 94 件、合計 140 件の口座が閉鎖されました。これによりまして平成 28 年 3 月末の口座数は 1,340 件（対前期末比 62 件減少）となりましたが、新規口座開設数 77 件からお客様からのご依頼による口座閉鎖件数を差し引いた実数では、31 件の増加となりました。より多くの皆様に「安心して長期投資をしていただく機会」を持っていただくためにも、当面の目標として、団塊ジュニアの方々を中心に、コミュニケーションを活性化してまいります。

しかしながら当社の事業の継続は上記の諸施策の成否に依存しており、上記の施策については実施途上であり当初予定した計画どおりに推進できない可能性があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとともに、当社存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在します。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

重要な会計方針

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法により償却しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年
器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	第 10 期事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 11 期事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
建物	35 千円	69 千円
器具備品	489 千円	961 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額

	第 10 期事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 11 期事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
ソフトウェア	7,376 千円	8,507 千円

※3 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金

	第 10 期事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 11 期事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
預り金	81,826 千円	518 千円

(損益計算書関係)

第 10 期事業年度	第 11 期事業年度
自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日
該当なし	該当なし

(株主資本等変動計算書関係)

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	159,918	-	-	159,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	315,060	-	-	315,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	960	-	-	960
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	4,380	-	-	4,380

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数 (株)
甲種類株式	159,918	65,000	-	224,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	315,060	65,000	-	380,060

(変動事由の概要)

株式増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 甲種類株式 65,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
甲種類株式	960	-	-	960
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	4,380	-	-	4,380

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金および自社設定投資信託に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。投資有価証券は基準価額の変動リスクに晒されております。これら資金運用に係るリスクは、管理部門による継続的なモニタリングにより管理しております。

未払金等の負債は全て1年内の支払期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画の作成などにより当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第10期事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	93,047	93,047	—
(2) 直販顧客分別金信託	20,000	20,000	—
(3) 未収委託者報酬	5,520	5,520	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	29,318	29,318	—
資産計	147,886	147,886	—
(1) 未払金	10,150	10,150	—
(2) 未払費用	1,414	1,414	—

(3) 未払法人税等	803	803	—
(4) 未払消費税等	183	183	—
負債計	12,551	12,551	—

第11期事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,948	15,948	—
(2) 直販顧客分別金信託	21,500	21,500	—
(3) 未収委託者報酬	6,089	6,089	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	10,528	10,528	—
資産計	54,066	54,066	—
(1) 未払金	1,678	1,678	—
(2) 未払費用	34	34	—
(3) 未払法人税等	1,056	1,056	—
(4) 未払消費税等	929	929	—
負債計	3,699	3,699	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

証券投資信託の時価は、当期の決算日における基準価額によっております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第10期事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	93,047	—	—	—
直販顧客分別金信託	20,000	—	—	—
未収委託者報酬	5,520	—	—	—
合計	118,568	—	—	—

第11期事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
現金及び預金	15,948	—	—	—
直販顧客分別金信託	21,500	—	—	—
未収委託者報酬	6,089	—	—	—
合計	43,538	—	—	—

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	第10期事業年度 (平成27年3月31日)	第11期事業年度 (平成28年3月31日)
敷金	3,290千円	3,290千円

*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第10期事業年度(平成27年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	29,318	22,172	7,146
	小計	29,318	22,172	7,146
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		29,318	22,172	7,146

第11期事業年度(平成28年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,528	8,074	2,454
	小計	10,528	8,074	2,454
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,528	8,074	2,454

2. 売却したその他有価証券

第10期事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,000	1,384	-

第11期事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
19,414	5,315	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

(単位：千円)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	第 10 期事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 11 期事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	119,130	114,816
未払事業税	177	236
賞与引当金	66	61
繰延税金資産小計	119,374	115,115
評価性引当額	△119,374	△115,115
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,311	751
繰延税金負債合計	2,311	751
繰延税金負債の純額	2,311	751

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第 10 期事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	第 11 期事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
税引前当期純損失であるため記載していません。	税引前当期純損失であるため記載していません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成 28 年 3 月 29 日、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.34%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.86%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.62%となります。

その結果、繰延税金負債の金額が 42 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 42 千円増加しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）及び第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社三城ホールディングス	14,904	投資運用業
株式会社ルネット	15,184	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	36,060	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第10期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ルネット(非上場)

(1株当たり情報)

	第 10 期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第 11 期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	201 円 82 銭	168 円 94 銭
1株当たり当期純損失金額	△77 円 16 銭	△29 円 23 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないためおよび1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	第 10 期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第 11 期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純損失	△23,973 千円	△9,102 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純損失	△23,973 千円	△9,102 千円
普通株式の期中平均株式数	310,680 株	311,390 株
甲種類株式	158,958 株	159,668 株
乙種類株式	151,722 株	151,722 株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 12 期中間会計期間末 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	15,152
直販顧客分別金信託	23,000
前払費用	750
未収委託者報酬	6,242
その他	4
流動資産合計	45,149
固定資産	
有形固定資産 ※1	
建物	205
器具備品	1,487
有形固定資産合計	1,693
無形固定資産	
ソフトウェア	3,059
無形固定資産合計	3,059
投資その他の資産	
投資有価証券	10,371
長期前払費用	1,443
敷金	3,290
投資その他の資産合計	15,105
固定資産合計	19,859
資産合計	65,008

(単位：千円)

第 12 期中間会計期間末
(平成 28 年 9 月 30 日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金	※2	3,527
未払金		1,763
未払費用		38
未払法人税等		1,077
未払消費税等		699
賞与引当金		200
役員賞与引当金		540
流動負債合計		7,846
固定負債		
繰延税金負債		703
固定負債合計		703
負債合計		8,549
純資産の部		
株主資本		
資本金		286,500
資本剰余金		
資本準備金		196,360
資本剰余金合計		196,360
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△420,585
利益剰余金合計		△420,585
自己株式		△7,410
株主資本合計		54,865
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,593
評価・換算差額等合計		1,593
純資産合計		56,459
負債・純資産合計		65,008

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第12期中間会計期間	
(自平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	30,643
営業収益合計	30,643
営業費用	12,625
一般管理費 ※1	24,950
営業損失	6,932
営業外収益	24
営業外費用	38
経常損失	6,946
税引前中間純損失	6,946
法人税、住民税及び事業税	145
中間純損失	7,091

(3) 中間株主資本等変動計算書

第12期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金		
当期首残高	286,500	196,360	△ 411,606		△ 9,490	61,764
当期中間期変動額						
中間純損失	-	-	△ 7,091		-	△ 7,091
自己株式の処分	-	-	△ 1,888		2,080	192
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	-	-	-		-	-
当中間期変動額合計	-	-	△ 8,979		2,080	△ 6,899
当中間期末残高	286,500	196,360	△ 420,585		△ 7,410	54,865

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	1,703	63,467
当中間期変動額		
中間純損失	-	△ 7,091
自己株式の処分	-	192
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	△ 110	△ 110
当中間期変動額合計	△ 110	△ 7,009
当中間期末残高	1,593	56,459

（継続企業の前提に関する事項）

当社は創業以来連続して営業損失を計上しておりますが、第12期中間会計期間においても6,932千円の営業損失を計上しており、投資運用業の登録要件である一定の純資産額（50,000千円）の維持及び事業資金の確保が当面必要とされる状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は、当該状況を解消すべく次のような施策を継続して実施して参ります。

(1) お客様とその未来から見た課題と対策

①運用クオリティの向上

- ・スイス・ジュネーブ市にあるグループ企業の協力も得ながら、各分野の専門家との国際的ネットワークを再構築いたします。
- ・客観的な意思決定のための判断基準の精度アップを行ってまいります。

- ・新規に有望なファンドマネージャーの開拓を行ってまいります。

②コミュニケーションの質的、量的向上

- ・弊社社長の多根幹雄の書籍を活用しながら、当社の認知向上をはかるとともに、当社単独セミナーを開催し、当社の特色の認知をはかってまいります。
- ・理念を共有できる他社でのセミナー開催などにより、直販以外のチャネルの開発も行っております。
- ・個別の依頼にも応じるため「出前プチセミナー」を新たに設定。主催者側の要請に応じたセミナーの開催を行ってまいります。
- ・初心者向けにFPの助けも借りながら「はじめる」のセミナーを強化。カリキュラムの作成と、終了証書の発行により、専門知識を持ったサポーターチームの養成を行ってまいります。
- ・弊社サイトにおいてリニューアルを行い、特に運用実績をよりわかりやすく明示いたします。
- ・フリーダイヤルの活用により、お客様が注文をより行いやすい状況にしております。

(2) 社員とその未来から見た課題と対策

①教育、能力引き出し機会の提供

- ・社員の当社セミナーにおける発表機会を増やしてまいります。
- ・個々の能力に応じた、課題提供による、能力の引き出しに努めてまいります。

②クオリティライフの向上

- ・昼食会を継続し、コミュニケーションをはかってまいります。
- ・残業を極力少なくすることで、立地を活かした情報収集の機会をつくってまいります。
- ・野外活動を通じて、健康促進とコミュニケーションの機会を計ります。

(3) 企業とその未来から見た課題と対策

当社は創業以来連続して営業損失を計上しておりますが、当中間会計期間におきましても大幅な改善がみられたものの、いまだ若干の営業損失を計上しております。さらに、そもそもの存在目的として、「安心して長期投資をしていただく機会の提供」を掲げる意味でも、企業としての経営基盤の安定は絶対条件ともいえます。

①預かり運用資産101億円の早期達成

- ・前々期末の預かり資産約 62 億円から、平成 28 年 3 月末は約 67 億円とさらなる改善が見られました。今後も、運用資産 101 億円の早期達成を実現すべく、運用技術の向上と、顧客への理解を深めてまいります。

②顧客数5001名の早期達成

- ・前期は、お客様からのご依頼による口座閉鎖件数 46 件、休眠口座の閉鎖は 94 件、合計 140 件の口座が閉鎖されました。これによりまして平成 28 年 3 月末の口座数は 1,340 件（対前々期末比 62 件減少）となりましたが、新規口座開設数 77 件からお客様からのご依頼による口座閉鎖件数を差し引いた実数では、31 件の増加となりました。より多くの皆様に「安心して長期投資をしていただく機会」を持っていただくためにも、当面の目標として、団塊ジュニアの方々を中心に、コミュニケーションを活性化してまいります。

しかしながら当社の事業の継続は上記の諸施策の成否に依存しており、上記の施策については実施途上であり当初予定した計画どおりに推進できない可能性があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要

な不確実性が認められるとともに、当社存続に重大な懸念を生ずる可能性が存在します。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表には反映しておりません。

重要な会計方針

	第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの・・・中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年 器具備品 3～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(会計方針の変更)

第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

	第 12 期中間会計期間末 (平成 28 年 9 月 30 日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 器具備品	 84 千円 1,341 千円
※2 預り金のうち投資信託の直販に伴う顧客からの預り金	3,453 千円

(中間損益計算書関係)

	第 12 期中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)				
※1 減価償却実施額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">394 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">498 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	394 千円	無形固定資産	498 千円
有形固定資産	394 千円				
無形固定資産	498 千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	224,918	-	-	224,918
乙種類株式	155,142	-	-	155,142
合計	380,060	-	-	380,060

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
甲種類株式	960	-	960	-
乙種類株式	3,420	-	-	3,420
合計	4,380	-	960	3,420

(変動事由の概要)

自己株式の売却による減少 甲種類株式960株

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第12期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,152	15,152	-
(2) 直販顧客分別金信託	23,000	23,000	-
(3) 未収委託者報酬	6,242	6,242	-
(4) 投資有価証券			

その他有価証券	10,371	10,371	—
資産計	54,765	54,765	—
(1)未払金	1,763	1,763	—
(2)未払費用	38	38	—
(3)未払法人税等	1,077	1,077	—
負債計	2,879	2,879	—

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金 (2)直販顧客分別金信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券

投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価格によっております。

負債

(1)未払金 (2)未払費用 (3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額
敷金	3,290 千円

*1 敷金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第12期中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計 上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,371	8,073	2,297
	小計	10,371	8,073	2,297
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		10,371	8,073	2,297

(デリバティブ取引関係)

第12期中間会計期間末
(平成28年9月30日現在)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第12期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
株式会社ルネット	18,068	投資運用業

(注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬を顧客ごとに集計しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	149円90銭
1株当たり中間純損失金額	△18円85銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないためおよび1株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎

	第12期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純損失	△7,091千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純損失	△7,091千円
普通株式の期中平均株式数	376,168株
甲種類株式	224,446株
乙種類株式	151,722株

(注3) 甲種類株式及び乙種類株式については、普通株式と同等の取扱をしております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

以上

公開日 平成28年12月12日

作成基準日 平成28年12月5日

本店所在地 東京都中央区京橋三丁目3番4号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

クローバー・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失を計上し、投資運用業の登録要件である一定の純資産額の維持及び事業資金の確保が必要とされる状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月5日

クローバー・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
指定社員 公認会計士 立野 晴 朗 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクローバー・アセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クローバー・アセットマネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失を計上し、投資運用業の登録要件である一定の純資産額の維持及び事業資金の確保が必要とされる状況にあり、継続企業の前提

に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。